

# 千葉県でこれから浄化槽を設置する皆様へ



浄化槽を設置する際の申請書類には、  
「浄化槽法第7条検査の検査手数料の納付書の写し」を貼付してください！

## ■ 浄化槽設置時の手続き書類に貼付 → 7条検査の検査手数料の納付書の写し

【7条検査の検査手数料納付書の写し】  
※ 払込用紙については、各指定検査機関にお問い合わせください。

02 横浜 払込取扱票 通常払込料金加入者負担

加入者名 金額 千 百 十 万 千 百 十 円

加入者名 料金 備考

7条検査依頼書：郵便払込用（通信欄）

申請者（建築主）氏名

住所

電話番号

使用開始（予定）年 月 日

申請者（払込人）氏名

電話番号

ご依頼人様へ、おとこ・おなまえをご記入ください。（承認番号 横景6202号）  
これより下部には何も記入しないでください。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号

加入者名

金額 千 百 十 万 千 百 十 円

おなまえ  
（7条検査依頼依頼書）

ご依頼人 料金 備考

日 附 印

この書類は、本館に提出していただく。

添付図書 (浄化槽調査書)

- 浄化槽処理水の放流経路、放流先<sup>※1</sup>及び付送の状況を示した見取り図
- 放流先<sup>※1</sup>の状況が、当該放流先<sup>※1</sup>の汚濁防止施設に適合する場合は、千葉県浄化槽管理センターで定められた「放流先<sup>※1</sup>」の浄化槽法第7条検査の検査手数料の納付書の写しを添付していただくことにより、当該放流先<sup>※1</sup>の汚濁防止施設に適合しているかどうかを確認できる。調査結果の認定書の写し、調査記録簿を添付してください。
- 浄化槽の配置図、敷地内排水経路図
- 浄化槽の設置位置図

【申請書類】  
建築確認申請時：浄化槽調査書  
建築確認申請なし：浄化槽設置届出書

6. 検査手数料の納付書の写し（検査手数料を納付した場合に限る）  
浄化槽法第7条の検査手数料の納付書の写しを添付した場合は、検査手数料の納付書の写しを添付していただくことにより、当該放流先<sup>※1</sup>の汚濁防止施設に適合しているかどうかを確認できる。調査結果の認定書の写し、調査記録簿を添付してください。

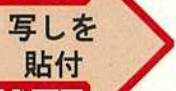
検査手数料の納付書の写しの貼り付け（全面にのり付けするなど、しっかりと付けてください。）

この書類は、建築確認申請書（建築確認申請書の5章4項第1項）に添付（調査書の不備あり）の添付書式です。  
建築確認申請書の提出に際しては、浄化槽調査書及び添付書一式を検査手数料の納付書の写しと貼り付け用紙を添付していただくことにより、当該放流先<sup>※1</sup>の汚濁防止施設に適合しているかどうかを確認できる。調査結果の認定書の写し、調査記録簿を添付してください。

検査手数料の納付書の写しの貼り付け（全面にのり付けするなど、しっかりと付けてください。）

検査手数料の納付書の写しの貼り付け（全面にのり付けするなど、しっかりと付けてください。）

【平成29年10月1日現在】



## ■ 7条検査とは？

浄化槽法により、浄化槽使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に受検することが義務付けられており、水質等を検査することにより、浄化槽の設置工事が正しく行われたかどうかを判断するものです。県が指定した検査機関（指定検査機関）だけが実施できます。

## ■ 7条検査の申込先（指定検査機関）

機関名	担当区域	検査申込
公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター ☎ 043-246-6283 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1	船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村	
一般財団法人千葉県環境財団 ☎ 043-246-2079 〒 260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1 (3階)	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、大多喜町、鋸南町	

## ■ 書類の様式や維持管理の詳しい情報については、以下のホームページをご覧ください

